

# 企業年金ニュース 第50号

平成19年11月

平成23年度をもって廃止される 適格年金制度 に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

## 適格年金の資産移換が可能な制度

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012年（平成24年）3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を①確定給付企業年金、

(図) 選択肢のイメージ (44号参照)

②確定拠出年金、③中小企業退職金共済、④厚生年金基金 の4つに移行する場合には、適格年金の資産への課税はありません。



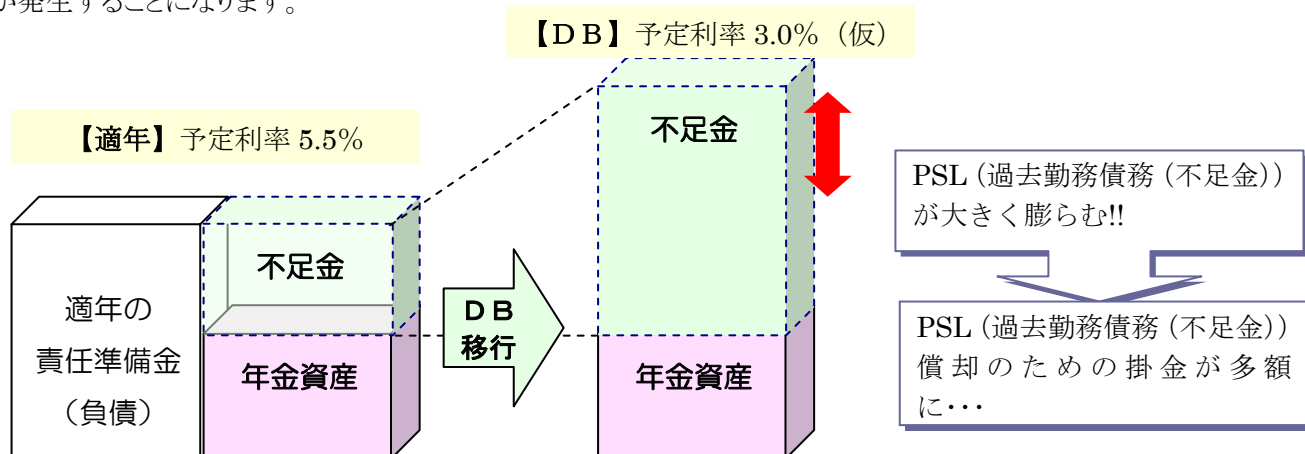
45号から、実質選択肢になるであろう①～③の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。

(各制度の概要①確定給付企業年金 (DB) … 45号、②確定拠出年金 (DC) … 46号、③中小企業退職金共済 (中退共) … 47号、48号)

## 適格年金から確定給付企業年金 (DB) への制度移行の方法 (【権利義務承継方式】と【PSL充当方式】)

### ①【権利義務承継方式】…適格年金の資産と負債の両方をDBへ移行する方法

※通常の金融機関ではこの『権利義務承継』という移行方法を提案されていますが、予定利率の設定によっては多額のPSLが発生することになります。



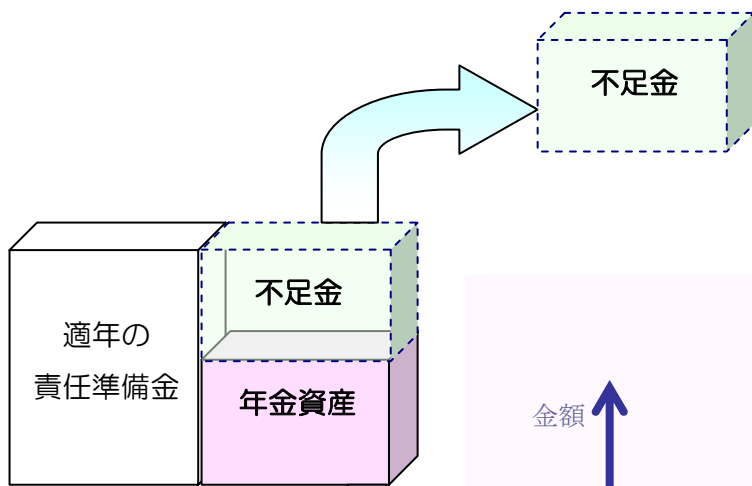
### ②【PSL 充当方式】…適格年金を一旦解約し、年金資産のみをDBへ移行する方法

不足部分は、個々の従業員が退職する際に精算します。

**アイ企業年金基金への移行方法は、**

**企業の更なる追加負担が発生しないような方法 (PSL 充当方式) を採用しています。**

◎適年資産を移行した場合のアイ企業年金基金（DB）の給付イメージ 【個人毎の仮想口座で管理】



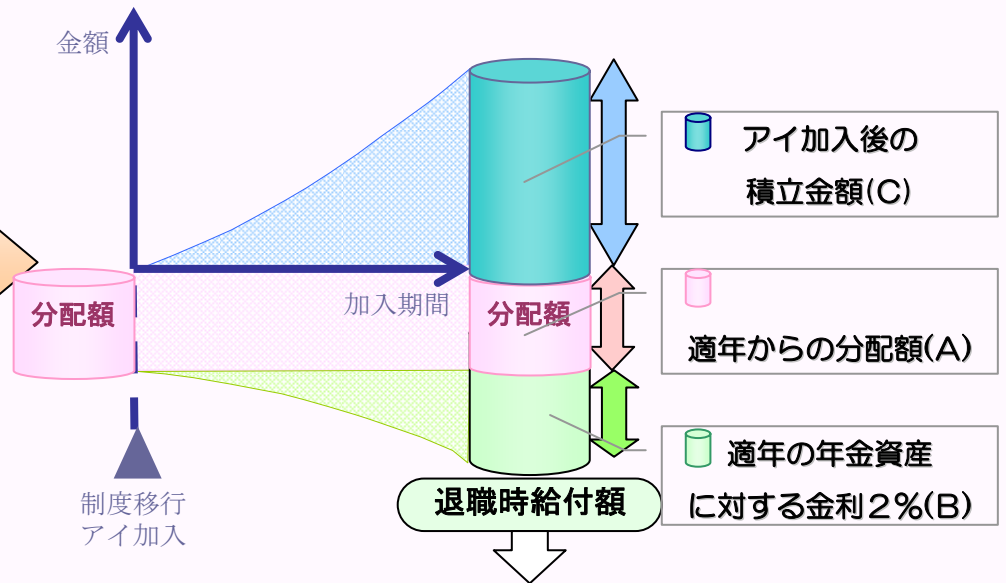
・適年からアイDBへ移行する場合、適年の年金資産のみを移換します。これにより制度の給付水準は低下、実質的には給付減額となりますが、PSL充当方式であるため給付減額の手続きは不要です。

・制度移行時には不足金を償却する必要がないため、当面の資金負担の心配はありません。一方、不足部分は将来退職する際に会社一時金で精算します。

$$\text{（退職金規程上の退職金額）} - \text{（アイDBの給付額）} = \text{会社一時金にて精算}$$

《 加入員に分配 》  
年金受給者は除く（※）  
・適年からアイ企業年金基金（DB）へ資産を移行する際には、従業員にとって客観的な指標（自己都合退職金比等）により従業員毎に分配し、アイDB制度内の従業員個別の仮想口座へ振り分けます。（分配）  
→一時所得には該当しません

※ 年金受給者については『①閉鎖適年で給付を継続する』もしくは、『②受給者に了承してもらった上で、一時金にて精算する』必要があります。



・従業員が退職した場合は

$$\text{適年からの分配額(A)} + \text{適年からの分配額に対する金利(2\%)(B)} + \text{アイ加入時点からのDBの積立金額(予定利率2\%で制度設計)(C)の合計額} \text{ が給付されます。}$$

・アイ企業年金基金(DB)は予定利率2%で制度設計されていますので、**適年からの移行と同時に予定利率を引下げ効果が得られ、年金制度は安定します。**

・一方、適年の資産のみを移換し不足は移換しないことから、**一般的な予定利率の引下げとは異なり、過去期間部分について新たな不足金は発生せず、当面の資金負担を回避することができます。**

企業年金ニュースを担当して、1年になりました。

3月から適格年金関係の記事を掲載していますが、適格年金加入企業の皆様は少しでも参考になる記事はありましたでしょうか？適格年金制度廃止までのカウントダウンは、もう始まっています。今後もしばらくの間は引き続いて、適格年金関連の記事が続く予定です。早めに準備・検討に入り、スムーズな移行ができるよう、お手伝いさせていただければと考えています。

退職金についてお困りの際はお気軽にご相談ください。  
(里)



## アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18  
愛鉄連厚生年金基金会館7階  
TEL・FAX: 052-481-5608  
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp  
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】